

浜田市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 30 日

浜田市監査委員 野 上 俊 文

浜田市監査委員 川 神 裕 司

## 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査  
(浜田市監査委員監査基準に準拠して実施)

## 第 2 監査の対象

団 体 名 公益財団法人 島根県西部山村振興財団  
所管の部課名 産業経済部 農林振興課

## 第 3 監査の着眼点

### 1 財政的援助及び出資団体

- (1) 補助金の交付申請から実績報告までの手続きは適切か。
- (2) 補助事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (4) 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- (5) 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。
- (6) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (7) 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- (8) 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
- (9) 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- (10) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

### 2 所管部課

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- (3) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

- (4) 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- (5) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

#### 第 4 監査の主な実施内容

今回の監査は、財政的援助（補助金）を与え、また、出資（出捐）をしている団体の出納その他の事務及び所管部課の指導監督等の事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係資料の提出を求め、証拠書類等の照合等を行い、関係職員の説明を聴取した。

#### 第 5 監査の実施場所及び期間

- 1 実施場所 監査委員事務局、浜田市弥栄支所会議室、  
団体事務所
- 2 実施期間 令和 8 年 1 月 6 日から令和 8 年 3 月 5 日まで  
(監査実施通知日から監査委員によるヒアリング実施日まで)

#### 第 6 団体の概要

- 1 名 称 公益財団法人 島根県西部山村振興財団
- 2 所在地 島根県浜田市弥栄町長安本郷 399 番地 1
- 3 設立年月日 平成 7 年 4 月 15 日
- 4 公益移行 平成 25 年 4 月 1 日
- 5 市の出捐金額及び出資比率 1 億 2,500 万円 28.6%  
(総額 4 億 3,600 万円のうち、旧浜田市、旧金城町、旧旭町、旧弥栄村、旧三隅町がそれぞれ 2,500 万円を拠出)
- 6 目的 山村の豊かな資源を活用して新たな産業を創造し産業振興と地域社会の発展に寄与する
- 7 組織 (令和 7 年 3 月 31 日現在)  
評議員 5 名、理事 6 名、監事 2 名、  
事務局員 1 名
- 8 従業員の状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)  
正規職員 4 名

## 9 主な事業内容

### (1) 公益目的事業

#### ア 地域資源活用推進事業

##### (ア) 地域材製品等開発支援事業

〈地域材製品の開発支援/地域材製品の企画試作/オープンラボ（工場開放）〉

##### (イ) 地域製品の普及促進事業

〈地域製品のPR支援/販路拡大のための情報収集提供〉

#### イ 地域づくり事業

地域内外の住民に対し、森林資源をはじめとした当該地域の特性に触れる機会の提供や、地域活性化に資する活動を実施する団体への助成を行っている。

### (2) 収益目的事業

#### ア 地域資源活用推進事業

#### イ 土地建物賃貸事業〈団体所有地等の賃貸〉

## 10 令和6年度における市からの財政的援助

浜田市豊かな森づくり推進事業補助金（交付金額 150 万円）



11 令和6年度決算状況  
正味財産増減計算書内訳表

(単位：円)

科目	合計	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	内部取引消去
1 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益	224,000	224,000			
特定資産受取配当金	224,000	224,000			
事業収益	29,178,517	12,539,105	16,639,412		
地域材製品等開発支援事業収入	10,884,409	10,884,409			
土地建物賃貸事業収入	7,920,520		7,920,520		
県産木製品受注事業収入	8,718,892		8,718,892		
木製品販売収入	8,585,242		8,585,242		
賃加工収入	133,650		133,650		
施設管理業務収入	1,536,000	1,536,000			
森林保全事業収入	10,000	10,000			
地域産品普及促進事業収入	108,696	108,696			
受取補助金等	3,183,000	3,183,000			
運営費補助金	3,183,000	3,183,000			
雑収益	1,471,102	1,445,921	1,400	23,781	
雑収入	1,447,361	1,445,921	1,400	40	
雑収入	1,447,361	1,445,921	1,400	40	
受取利息	23,341			23,341	
受取配当金	400			400	
経常収益計	34,056,619	17,392,026	16,640,812	23,781	
(2) 経常費用					
事業費	62,444,703	53,196,827	9,247,876		
共通事業	10,316,140	8,859,930	1,456,210		
福利厚生費	1,038,327	1,031,521	6,806		
通信運搬費	293,855	278,544	15,311		
委託料	1,147,355	1,095,598	51,757		
使用料賃借料	144,045	136,540	7,505		
光熱水費	757,442	717,976	39,466		
燃料費	237,114	224,759	12,355		
職員人件費	3,178,030	3,178,030			
消耗品費	194,471	185,432	9,039		
修理費	152,684	144,729	7,955		
保険料	22,455	21,285	1,170		
負担金	120,200	120,200			
雑費	86,184	81,746	4,438		
支払手数料	78,295	70,375	7,920		
租税公課	333,390	333,130	260		
減価償却費	828,911	641,103	187,808		
旅費	142,962	142,962			
退職共済掛金	456,000	456,000			
支払利息	1,104,420		1,104,420		
地域材製品等開発支援事業	43,545,659	43,545,659			
旅費	369,220	369,220			
通信運搬費	196,154	196,154			
材料費	2,353,290	2,353,290			
委託料	10,702,287	10,702,287			
消耗品費	785,921	785,921			
雑費	15,210	15,210			
負担金	59,206	59,206			
修理費	507,449	507,449			
職員人件費	13,378,828	13,378,828			
福利厚生費	2,231,182	2,231,182			
減価償却費	368,298	368,298			
燃料費	1,988,507	1,988,507			
光熱水費	2,168,941	2,168,941			
保険料	7,370	7,370			
使用料賃借料	303,503	303,503			
租税公課	129,232	129,232			
期首仕掛品	13,856,564	13,856,564			
期末仕掛品	△ 12,404,542	△ 12,404,542			
期首製品	9,622,899	9,622,899			
期末製品	△ 3,093,860	△ 3,093,860			
地域産品の普及促進事業	34,383	34,383			
光熱水費	34,383	34,383			

森林保全学習体験事業	24,113	24,113		
消耗品費	3,520	3,520		
職員人件費	17,650	17,650		
福利厚生費	2,943	2,943		
地域づくり等推進事業	161,000	161,000		
負担金	161,000	161,000		
施設管理事業	571,742	571,742		
雑費	6,734	6,734		
消耗品費	2,994	2,994		
光熱水費	26,215	26,215		
職員人件費	122,551	122,551		
福利厚生費	18,217	18,217		
保険料	23,230	23,230		
租税公課	272,801	272,801		
修理費	99,000	99,000		
県産材を使った木製品受注事業	5,257,160		5,257,160	
旅費	25,370		25,370	
通信運搬費	41,580		41,580	
材料費	3,197,987		3,197,987	
委託料	687,500		687,500	
光熱水費	138,443		138,443	
燃料費	6,242		6,242	
消耗品費	56,426		56,426	
修理費	31,639		31,639	
職員人件費	917,810		917,810	
支払手数料	1,100		1,100	
福利厚生費	153,063		153,063	
期首原材料棚卸高	96,977		96,977	
期末原材料棚卸高	△ 96,977		△ 96,977	
土地建物の賃貸事業	2,534,506		2,534,506	
保険料	14,890		14,890	
委託料	77,924		77,924	
租税公課	622,167		622,167	
減価償却費	1,819,525		1,819,525	
管理費	241,562			241,562
管理費	241,562			241,562
福利厚生費	8,536			8,536
旅費	82,000			82,000
燃料費	475			475
雑費	171			171
光熱水費	1,518			1,518
使用料・賃借料	289			289
保険料	45			45
租税公課	10			10
委託料	1,990			1,990
職員人件費	35,300			35,300
通信運搬費	7,721			7,721
会議費	22,364			22,364
消耗品費	347			347
修繕費	307			307
減価償却費	80,489			80,489
経常費用計	62,686,265	53,196,827	9,247,876	241,562
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 28,629,646	△ 35,804,801	7,392,936	△ 217,781
評価損益等計	0			
当期経常増減額	△ 28,629,646	△ 35,804,801	7,392,936	△ 217,781
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0			
(2) 経常外費用				
法人税・住民税及び事業税	81,000		81,000	
他会計振替額	0	3,696,468	△ 3,696,468	
経常外費用計	81,000	△ 3,696,468	3,777,468	
当期経常外増減額	△ 81,000	3,696,468	△ 3,777,468	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 28,710,646	△ 32,108,333	3,615,468	△ 217,781
当期一般正味財産増減額	△ 28,710,646	△ 32,108,333	3,615,468	△ 217,781
一般正味財産期首残高	98,691,826	31,303,781	65,746,986	1,641,059
一般正味財産期末残高	69,981,180	△ 804,552	69,362,454	1,423,278
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0			
指定正味財産期首残高	22,900,003	22,900,003		
指定正味財産期末残高	22,900,003	22,900,003		
III 正味財産期末残高	92,881,183	22,095,451	69,362,454	1,423,278

## 貸借対照表(令和6年度、平成25年度)

(単位:円)

科 目	令和6年度	平成25年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	38,376,347	9,396,714	28,979,633
未収金	8,329,486	18,914,668	△ 10,585,182
前払費用	259,294	17,560	241,734
原材料	96,977	1,257,657	△ 1,160,680
仕掛品	12,404,542		12,404,542
製品	3,093,860	2,194,352	899,508
立替金	15,732		15,732
公益目的事業会計	2,376		2,376
収益事業会計	△ 2,376		△ 2,376
長期貸付金	900,000		900,000
未収消費税等	91,400	41,402	49,998
流動資産合計	63,567,638	31,822,353	31,745,285
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	43,429,000	43,429,000	0
基本財産合計	43,429,000	43,429,000	0
(2)特定資産			
車両運搬具	1		1
定期預金		140,000,000	△ 140,000,000
有価証券	22,900,000	99,992,667	△ 77,092,667
機械装置	2		2
特定資産合計	22,900,003	239,992,667	△ 217,092,664
(3)その他固定資産			
管理棟	12,837,360	25,060,498	△ 12,223,138
モデルハウス	391,864	960,473	△ 568,609
有価証券		42,603,000	△ 42,603,000
製材所	1,527,534	3,475,059	△ 1,947,525
機械装置	3	159,165	△ 159,162
工具器具	11	225,028	△ 225,017
工場倉庫	17,948,175	37,962,950	△ 20,014,775
公用車		80,000	△ 80,000
無形固定資産	991,315		991,315
出資金	20,000	10,000	10,000
電話加入権	40,000	40,000	0
保証金	300,000	0	300,000
その他固定資産合計	34,056,262	110,576,173	△ 76,519,911
固定資産合計	100,385,265	393,997,840	△ 293,612,575
資産合計	163,952,903	425,820,193	△ 261,867,290
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
預り金	3,905,353	187,375	3,717,978
未払金	3,572,837	3,606,647	△ 33,810
仮受金	46,530		46,530
未払法人税等	81,000	81,000	0
未払消費税等	0	0	0
前受収益	737,000	7,333	729,667
流動負債合計	8,342,720	3,882,355	4,460,365
2. 固定負債			
長期借入金	62,729,000		62,729,000
固定負債合計	62,729,000		62,729,000
負債合計	71,071,720	3,882,355	67,189,365
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	22,900,003	239,992,667	△ 217,092,664
(うち特定資産への充当額)	22,900,003	239,992,667	△ 217,092,664
2. 一般正味財産	69,981,180	181,945,171	△ 111,963,991
(うち基本財産への充当額)	43,429,000	43,429,000	0
正味財産合計	92,881,183	421,937,838	△ 329,056,655
負債及び正味財産合計	163,952,903	425,820,193	△ 261,867,290

## 第 7 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な事項については監査の過程において指摘したところであるが、以下の項目を意見とする。

### 1 財政的援助及び出資団体について

団体の定款第 38 条では、事務局には事務局長を置くこととし、事務局長は理事会の議決を経て理事長が任免することとされている。団体の会計処理規程第 7 条では、出納責任者は事務局長とすることとし、出納事務担当者は出納責任者の命を受けて業務を行うこととされている。また、同規程第 13 条では、金銭出納は出納責任者の承認を得なければならないとされ、金銭の支払いは出納責任者の承認を得た伝票及び証拠書類に基づいて処理しなくてはならないとされている。

団体の出納事務に係る関係書類の閲覧及び担当者への聞き取りを行ったところ、団体においては近年、財政難を理由に事務局長の配置がされておらず、事務局員が 1 人で金銭の保管及び出納事務を取り扱っていることが確認された。

定款は、団体の組織運営に関する最も重要な規範である。また、会計処理規程は、団体が会計処理を行うにあたっての基本的な枠組みを定めたルールである。

会計処理規程に基づき、出納責任者が金銭出納や金銭の支払いの承認を行うことは、内部統制を強化し不正行為の発生を抑制するために重要である。団体は、定款及び会計処理規程の内容を再確認し、出納責任者の適正な関与の下で会計処理を行われない。

### 2 所管部課について

浜田市豊かな森づくり推進事業補助金について、交付申請書を確認したところ、浜田市補助金等交付規則及び浜田市補助金等交付規則運用基準に基づいた取扱いになっていないのではないかと疑われる状態が認められた。また、同規則及び同基準に規定する期日までに実績報告書が提出されていないことが確認

された。

今後、団体に補助金を交付される際には、補助金の交付手続きが疑われるような事務処理を行わないように留意するとともに、同規則及び同基準に基づいた取扱いが遵守されるよう団体に指導されたい。

### 3 監査委員の意見

平成 25 年度末に 2 億 3,999 万 2,667 円あった特定資産が、令和 6 年度末には 2,290 万 3 円にまで減少している。

担当者への聞き取りを行ったところ、団体においては、これまで木材乾燥機導入や広葉樹加工を開始するにあたっての業務委託費用や毎年 2,000 万円程度の運営資金を捻出するため、特定資産の取り崩しを行ってきたことが確認された。

団体においては、山村の豊かな資源を活用して新たな産業を創造し産業振興と地域社会の発展に寄与するため、これまで様々な新商品の開発に取り組んできたものの、なかなか収益に結びついていない。その一方、厳しい運営状況にあっても、地域活性化のため地域への貢献活動も積極的に行っている。

林野率が高く耕地面積が少ない県西部地域の各自治体では山村維持に対する懸念が大きく、林業振興による適切な森林の維持・管理が大きな行政課題となっていたことから、山村地域の振興施策を推進する各自治体が出捐した経緯がある。団体においては、各自治体の思いに応えるため、今後も鋭意努められるとともに、所管部課においては、団体が事業運営するにあたり必要な情報提供や助言を行うなどの支援を行われたい。